

収 入  
印 紙

## ヘリコプター売買仮契約書

山梨県(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、乙がヘリコプターを甲に売り渡し、甲が買い受けることについて次のとおり仮契約を締結する。

(契約の要項)

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- 品名、品質(規格)及び数量 消防防災ヘリコプター 一式
- 契約金額 金 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円)
- 納入期限 令和11年10月1日
- 納入場所 山梨県甲斐市宇津谷445番地の1  
山梨県防災局消防保安課消防防災航空担当
- 受渡場所 同上
- 契約保証金 山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号)第109条に規定する額

(納入の通知等)

- 第2条 乙は、物品を納入しようとするときは、その旨を甲に通知しなければならない。
- 乙は、据え付け又は調整を要するヘリコプターの装備品等については、納入の際に据え付け又は調整を完了するものとする。
  - 乙は、法令に基づく行政庁の検査、検定、許可、届出等を要するものについてはその納入に際し、甲が行うべき当該行政庁への申請、その他所要の手続きについて、甲に協力するものとする。

(検査)

- 第3条 甲は、ヘリコプターの納入を受けたときは遅滞なくその検査を行わなければならない。
- 検査の結果不良品があるときは、乙は、当該不良品を直ちに引き取り、甲の指定する日までに良品を納入するものとする。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。
  - 検査に合格したときは、甲は、ヘリコプターを受領し、乙は納品書を甲に提出するものとする。
  - ヘリコプターの検査に必要な費用及び検査のために変質し、消耗し、又はき損した物品の損失は、乙の負担とする。

(取り替え又は手直し)

- 第4条 乙は、納入したヘリコプターが前条第1項の検査に合格しないときは、遅滞なく、他の適正なヘリコプターと取り替え又は当該ヘリコプターを手直しのうえ、甲に納入しなければならない。
- 前項の規定により取り替え又は手直しをしたヘリコプターについては、第2条及び第3条の規定を準用

する。

(危険負担)

第5条 前条第3項の受領の前に生じたヘリコプターの亡失、き損等は、すべて乙の負担とする。

(担保責任)

第6条 ヘリコプター納入後、甲において、損傷等を発見した場合には、当該損傷等が甲の過失による場合を除き、乙は、甲の指定する日までにこれを良品と交換し、又は補修するものとする。

2 甲は、前項に規定する瑕疵の存在によってこの契約の目的を達成することができない場合は、この契約を解除することができる。

3 甲は、前2項の規定による権利を行使した場合において、なお損害があるときは、乙に対し、その賠償を請求することができる。

4 第1項の場合において、乙が交換に応ずる期間は、検査が完了し、甲がヘリコプターを受領した後1年間とする。

(代金の支払)

第7条 売買代金の支払いは、検査が完了し、甲がヘリコプターを受領した後乙からの適法な支払請求書を受領した日から30日以内に行うものとする。

(前払金)

第8条 乙は、前条の規定にかかわらず、甲に対し、甲の認めた金額を前払金として請求することができるものとする。

2 前項の定める前払金は、本契約の成立後に契約金額の30パーセント以内を支払うものとする。

3 前項の規定により前払金を請求するときは、前払金請求書、連帯保証書及び乙からヘリコプター製造会社がヘリコプターの製造を受注したことを証する書類を添付し甲に提出するものとする。

4 甲は、前項の規定による前払金の請求を適法と認めたときは、速やかに支払うものとする。

(履行延期等)

第9条 乙は、天災その他避けることのできない理由により、契約期間内に契約を履行することができない場合は、甲に理由を明記した文書を提出し、履行の延期又は契約の解除を求めることができる。

(延滞違約金)

第10条 乙の責めに帰する事由により、納入期限までに、ヘリコプターを納入しない場合は、乙は、甲に対して延滞違約金を支払うものとする。

2 前項の延滞違約金の額は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、売買代金に対し、年5パーセントを乗じて得た額とする。

3 第4条第1項の規定により、取り替え又は手直しをした場合において、当該取り替え又は手直しに係る物品が指定した期限経過後に納入されたものであるときは、当該物品に係る延滞違約金は納入期限の翌日から計算する。

(支払遅延に対する遅延利息)

第11条 甲の責めに帰する事由により、第7条に定める支払期限までに売買代金を乙に支払わない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、遅延日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額とし、その端数計算については同条第2項の規定による。

(解除等)

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が第1条に定める納入期限又は第3条第2項若しくは第6条第1項の規定により甲の指定する日までに良品を納入しないとき。
- (2) 納入期限内にこの契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) この契約の履行に当たり、不正な行為があると認められるとき。
- (4) 第9条の規定によらないで、この契約の解除の申出があったとき。
- (5) その他契約上の義務を履行しないと認められるとき。
- (6) 乙又は乙の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者

- (7) 乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を行い、当該排除措置命令等が確定したとき。

イ 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして行った排除措置命令等に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起され、当該訴訟について請求棄却または訴却下の判決が確定したとき。

ウ 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員または使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として売買代金の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。

- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

(公正入札違約金)

第13条 乙は、前条第1項第7号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、違約金として、この契約による売買代金の10分の2に相当する額を支払わなければならない。売買契約が完了した後も同様とする。

- 2 前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者または構成員であった者に違約金の支払いを請求することができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を支払わなければならない。

- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約解除による前払金の返納)

第14条 乙は、甲から前払金を受けた後において、第12条第1項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合には、先に支払を受けた前払金を甲に返納しなければならない。この場合において、乙は、支払を受けた日から契約解除日までの日数に応じ年5パーセントの利息を加算して甲に支払うものとする。

2 前項の規定による返還金等の返納期日は甲の指定するところによる。

(連帯保証書)

第15条 第8条第3項に規定する連帯保証書は、銀行法(昭和56年法律第59号)第4条の営業の免許を受けた銀行を連帯保証人としてこの契約に定める債務の不履行、その他の事由によって生じる前払金に関する乙の甲に対して返納すべき債務を乙と連帯して保証するものとする。

(危険負担)

第16条 ヘリコプターの所有権は、当該ヘリコプターが第3条第1項の検査に合格したときに乙から甲に移転するものとし、同時に当該ヘリコプターは甲に対して引き渡されたものとする。

(権利譲渡の禁止)

第17条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(費用の負担)

第18条 この契約締結に要する費用及びヘリコプター納入に要する費用は、乙の負担とする。

(公租公課)

第19条 売買物件に対する公租公課その他賦課金で所有権移転の属する年度の分は、全て乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第20条 この契約に定めのない事項については、山梨県財務規則の定めるところによるものとする。

第21条 この契約に関し、疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

(本契約の成立)

第22条 この仮契約書の各条項は議会の議決が得られた時点において、この仮契約書に基づき締結する内容としての効力を有することとし、当該契約書の作成を省略する。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号  
山梨県知事 長崎 幸太郎 印

乙

印